

行政書士 奈良



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん

2023年5月 No.152

目 次

行政書士 奈良
2023年（令和5年）
5月号



ユキマサくん
行政書士会の公式マスコット
キャラクター

河合町と被災者支援協定を締結	1
令和5年 賀詞交歓会を開催	2・3
令和4年度 行政書士記念日の取り組み	4
令和4年度行政書士試験結果について	5
「令和4年度近畿行政書士交流会」について	5
各部からの報告	
総務部・受託業務管理部	6
監察部・経理部	7
法規部・広報部	8
研修指導部	9
第1業務部	10
第2業務部	10～12
ユキマサなら散歩 月ヶ瀬梅林	13
トピック 所有者不明土地について②	14・15
会員の動き	16～18
編集後記	

ご当地ユキマサくん（奈良県）新イラスト完成

この度、日本行政書士会連合会（以下、日行連）から提供されるご当地ユキマサくん（奈良県）の新イラストが完成しました。

奈良をイメージした「鹿と金魚」が描かれ、親しみやすく利用しやすいイラストです。

日行連会員サイト「連 CON」に掲載しておりますので、同サイト「ユキマサくんと愉快的仲間たちの利用に関する規則について」をご確認の上ご利用下さい。



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

河合町と被災者支援協定を締結

令和5年1月25日、本会は、河合町と「災害時における奈良県行政書士会が行う被災者支援に関する協定（被災者支援協定）」を締結いたしました。これで本会と県下自治体との協定は1県5市3町になりました。

明治以降、奈良県においては、1889年の十津川大水害をはじめ、1982年の大和川大水害、2011年の紀伊半島大水害といった3大水害が甚大な災禍を引き起こし、また、毎年のように襲来する台風が県土に大小の被害をもたらすなど、災害への懸念が高まっています。

さらに、近い将来には南海トラフ地震の発生が取り沙汰されており、防災意識の向上に向け、より一層の心構えが求められているところです。

これら自然災害の発生を未然に防ぐことは難しいものの、自治体等と協力し、災害発生後の対応や取り組みをスムーズに進めることで、罹災住民の生活再建を早め、被災後の生活の質の早期安定に寄与することはできます。

今回締結した被災者支援協定は、同町との信頼関係を強固なものにすることはもとより、万一の場合にあっても、住民の皆様の安心・安全に繋げる非常時のツールとして活用されていくことが期待されています。





令和5年 賀詞交歓会

令和5年1月13日18時より、ホテル日航奈良飛天の間において、賀詞交歓会を開催しました。

松本和也副会長の開会の辞があり、遠山健太郎会長が祝辞を述べたのち、高市早苗 衆議院議員、仲川げん 奈良市長、常住豊 日本行政書士会連合会会長の順で、いただいたビデオメッセージを紹介いたしました。これは、コロナ感染症に配慮しての対応でしたが、ご参加いただいた会員の皆さまにも好評をいただきました。

続いて、黒田敬子副会長の乾杯の発声ののち、歓談の時間となりました。途中で余興のビンゴゲームをはさんで盛り上がるなど、終始和やかなムードで進行し、最後に若林かずみ副会長の閉会の辞をもって賀詞交歓会は終了いたしました。



高市早苗 衆議院議員



仲川げん 奈良市長



常住豊 日本行政書士会連合会会長



を開催しました



新型コロナウイルス感染症が大流行となって以降、本会が主催する賀詞交歓会は、同感染症の拡大防止の観点から大事をとって開催を見送っており、今回3年ぶりの開催となりました。その影響もあってか、例年の2倍近くの会員にご参加をいただきました。そのうち、新規登録会員（令和2年1月1日以降の入会者）の参加が全体の約35%にもなり、会員相互の親睦を深めるための場でもあるという本事業の意義をしっかりと果たせたのではないかと感じております。

今後もこのような機会を数多く作り出せるように、活動していきたいと思っております。ご参加いただいた会員の皆さま、また開催にご尽力いただいた役員・総務部員・事務局職員はじめ、すべての関係者の皆さま、本当にありがとうございました。





令和4年度 行政書士記念日の取り組み



日本行政書士会連合会は、行政書士の自覚と誇りを促すとともに組織の結束と行政書士制度の普及を図ることを目的に、2月22日を行政書士記念日と定めています。各都道府県行政書士会では、この日に合わせて様々なイベントやPR活動が行われています。本会においては、下記の活動を行いました。

❖ラジオ番組に出演し、行政書士制度をPRしました

令和5年2月21日15:30より生放送された、ならどっとFM「先生'Sカフェ」（パーソナリティは遠山健太郎本会会長）に松田登美子広報部部長、森本哲夫同部副部長が出演し、行政書士制度をPRしました。番組の中では、行政書士記念日の淵源、許認可や権利義務等に関する様々な行政書士の業務内容の紹介などを中心に、無料相談会等のご案内も含め、会話の中でわかりやすくリスナーにお伝えしました。



❖奈良新聞に広告を掲載しました

令和5年2月22日付奈良新聞1面題字下に、「2月22日は行政書士記念日」との見出しで、行政書士業務に関する紹介等と無料相談会（毎月第2木曜開催）について、ユキマサくん（日本行政書士会連合会公式キャラクター）のイラストと共に、カラー広告を掲載しました。

❖農地に関する無料相談会を開催しました

本会と田原本町の間で平成30年に締結された「遊休農地等対策に関する協定」に基づき、令和5年2月22日13:00より田原本町役場1階特設会場において、農地に関する相談会を開催しました。



**2月22日は
行政書士記念日**

相談お待ち
してます♡

ユキマサくん

契約書 自動車登録 日本留学取得
遺言相続 暮らしのこと 土地活用
成年後見 外国人雇用 お仕事のこと 知的財産
建設業 産廃業 運送業 法人設立

**行政書士
にお任せください**

毎月第2木曜開催
無料相談会は

奈良県行政書士会
0742-95-5400
奈良県行政書士会 検索
〒630-8241 奈良県奈良市高天町10-1 南TTビル3F

令和4年度行政書士試験結果について

(近畿2府4県)

府県名	受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
奈良県	788	648	82	12.65
滋賀県	436	358	40	11.17
京都府	1,514	1,197	146	12.20
大阪府	4,795	3,809	451	11.84
兵庫県	2,362	1,915	247	12.90
和歌山県	403	330	32	9.70
全国計	60,479	47,850	5,802	12.13

「令和4年度近畿行政書士交流会」について

令和5年3月4日、近畿行政書士交流会が、滋賀会の主催でホテルボストンプラザ草津びわこにて開催されました。従来の「近畿女性行政書士交流会」という名称から「女性」を除き、近畿地方協議会各単位会すべての行政書士を対象に参加が募られ、約50名の行政書士が参加しました。

第1部は、「ダイバーシティ&インクルージョンを考える 近畿行政書士交流会～誰もが活躍するために～」と題した基調講演を滋賀県の大杉住子副知事がされました。「ダイバーシティ&インクルージョン」とは、多様性を受け入れ企業の活力とする考え方です。企業の組織活性化や競争力の向上に向けて、まずは女性、若者や高齢者、LGBT、外国人、障がい者等、あらゆる人材を組織に迎え入れる「ダイバーシティ」が求められており、その上で、あらゆる人材がその能力を最大限発揮でき、やりがいを感じられるようにする包摂「インクルージョン」が必要であるという中で、具体的にどうすればよいかというお話をされました。

私たちには無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）というものがあり、まずはそれをなくしていくことが変化の第一歩とのことでした。例えば、育児をしている女性は遠距離出張ができないとか、シニアはパソコンが苦手であるとか、自分自身では気づいていないものの見方や、偏りのあるとらえ方をしていることがあるので、それに気づいて対応していくことが大切であるということでした。その後、グループに分かれて、実際にどんなアンコンシャス・バイアスがあるか、また、どうしたら改善できるか等話し合い、普段気づいていないところを確認でき、大変勉強になりました。

第2部は、昼食交流会で、各単位会の会員の方々と様々なお話ができ、楽しい時間を過ごしました。

今回は久しぶりの対面での交流会となりました。また、女性だけでなく全ての行政書士が対象となったことで、今後、さらに近畿行政書士交流会が盛大に行われるようになっていくのではないのでしょうか。

各部からの報告

総 務 部

総務部部長 松井 紀行

令和4年度の活動報告

平素より総務部の活動にご協力をいただきありがとうございます。

総務部の例年の活動として、5月に行われる定時総会・定期大会の運営から始まり、7月以降順次行われる特定行政書士研修及び考査、11月の行政書士試験などがあります。

令和4年度に関しては、コロナ禍で数年開催を見送っておりました賀詞交歓会を実施できたことが印象に残っております。例年であれば各方面から来賓を多数呼びし、直接ご挨拶を頂戴するのですが、今回は事前に収録いただいたビデオメッセージを放映することで、感染症対策も兼ねることができ、また参加いただいた会員の皆さまにとっても、久しぶりの肩の力を抜いた状態で参加いただけた懇親の場になったのではと思っております。

活動を振り返って

令和4年度も一つ一つの行事を滞りなく無事に開催できたことは、ひとえに会員皆様のお力添えのたまものであると思っております。本年度も、上記の活動を適切に実施にするとともに、本会のデジタル化推進PTと連携しながら、行政手続におけるデジタル化対策及び本会の運営において取り入れるべきデジタル化対策に対応すべく、適切な方策を見つけ出し実行に移す事や、関係各所への働きかけを行っていく事を中心に活動してきたいと思っております。

今後とも総務部の活動にご理解・ご協力を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

受託業務管理部

受託業務管理部部長 谷澤 祐樹

令和4年度の活動報告

1. よろず支援拠点との合同相談会についての取り組み

- ・7月によろず支援拠点と打合せ、相談会の実施方法（事前の相談案件の情報共有／内容確認、相談員の派遣等）の再構築を行った。
- ・相談会実施翌月によろず支援拠点と担当者連絡会を実施することも決めるなど、相談会をより有意義なものにするための取り組みも行った。
- ・合同相談会は、令和4年7月、9月、令和5年3月に実施した。（11月、1月は、相談案件がないため未開催）

2. ウクライナ避難民支援関連についての取り組み

- ・5月に説明会を実施し、10名の会員を支援員として登録した。
- ・9月に第2業務部とともに奈良県外国人支援センターを訪問し、担当者と情報交換を行った。
- ・本会への直接の支援依頼はなかった。

活動を振り返って

よろず支援拠点との合同相談会の取り組み（相談者からの喜びの声など）を通じて、本会に対する一定の評価を得ることが出来ました。

合同相談会の場において、専門的かつ具体的な内容に応えることのできる相談員を数多く輩出できる体制作りが今後の課題です。

また、昨年度の上記取り組みの経験を活かし、他の部とも連携しながら、新たな業務受託に繋げることが出来ればなお良いと考えています。

監 察 部

監察部部長 山田 祐己

令和4年度の活動報告

監察部では、大きく2つの活動を行いました。

1つ目は、奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課分室にて備付の建設業許可申請書を閲覧し、行政書士以外の代理代行申請がされていないかの調査をしたことです。

その内、非行政書士による申請書作成および提出代行と疑われるものが複数件あったため、監察部部長が直接電話連絡を行い、注意喚起並びに行政書士制度の理解及び行政書士法遵守の要請をしました。

2つ目は、行政書士制度広報月間での活動として、非行政書士行為の排除に向け、限られたスペースにも貼っていただけるように、非行政書士注意喚起啓発ポスター（レッドカードポスター）を奈良県庁内の主要許認可窓口を中心に、郵送しました。

活動を振り返って

1つ目の成果として、調査をした限りでは非行政書士行為が疑われる案件が年々減少傾向であることが挙げられます。これは、毎年継続した調査の結果であると考えられます。

県では、行政書士以外からの代理申請は受け付けないこととなったことから、委任状の添付および本人確認の徹底も併せて、行政書士と確認できない者からの代理申請を受け付けしないよう要請をしています。

2つ目の成果として、様々な窓口においてレッドカードポスターを目にする機会が増えたように思います。

令和4年度も、コロナ感染予防の観点から、窓口への直接訪問ではなく郵送をしましたが、コロナ禍が落ち着けば各関係部署へ伺うことができると考えています。

1つ目、2つ目共に言えることですが、本会から各関係部署への一方的なお願いにとどまらず、先方からの要望等も聞き出し検討することで、引き続き良好な関係を継続できるよう心がけます。

経 理 部

経理部部長 上仲 裕美

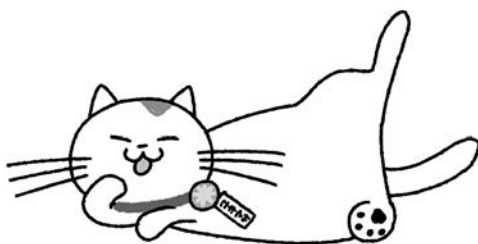
令和4年度の活動報告

経理部では、適正厳格な予算執行を基本とし、予算の執行状況を確認するため、預貯金の収支・納品書・請求書及び領収書、貸借対照表及び収支計算書、振替伝票等諸帳票の点検と、支払の決裁を毎月粛々と行って参りました。また、事業活動に伴った執行を行い、常任理事会及び理事会において予算執行状況の報告を行って参りました。あわせて、奈良県行政書士会会則施行規則に基づき、会費滞納者への督促書を送付して、会費納入の促進を行いました。予算案は、実績ベースの予算案としつつ、来期見込まれる物価の高騰への対応も可能なように、ある程度柔軟に作成いたしました。

活動を振り返って

令和4年度は、每期行っている予算の執行に関する業務に加え、監査意見をどのように実務で実現していくかという点と、インボイス対応の検討が大きな課題でした。限られた部会時間の中ではありましたが、効率的な話し合いと調整を行うことができました。

本年度からは、物価の高騰への対策が大きな課題となってくると考えており、会員の皆様のご負担が増えることの無いよう、より厳密な予算の管理・厳正な執行を行っていく所存です。



法 規 部

法規部部長 稲本 太一

令和4年度の活動報告

創部2年目となる令和4年度は、本会諸規則等の整備（①会則の一部改正、②会則施行規則他5規則の一部改正）を実施し、とりわけ会則改正に際しては、定時総会におけるご承認の後、県担当者との協議を経て、令和4年9月21日付で奈良県知事から無事認可をいただくことができました。

また、各部から出された規則等運用上の疑義（5件）についても対処し、適切な指針提示等（リーガルアドバイス）が行えたものと考えています。

その他、従来から対応しております新規登録会員に対するコンプライアンス部門での研修（令和4年7月、同10月、令和5年3月）に加え、一般会員向けのコンプライアンス研修（サブタイトル「オフサイドの笛を吹かれないために」）を実施し、法令遵守に向けた啓発はもとより、これまでの業務遂行のあり方を振り返っていただくひとつの機会になったのではないかと考えています。

当部におけるこれら諸々の活動の成果は、ひとえに会員及び役員の皆様のご理解、ご協力の賜物であることを感謝するとともに、本会会員の皆様が誇りを持って業務に邁進できる環境の構築に向けて今後も努めて参ります。

活動を振り返って

これまで整備されてきた会則をはじめとする多数の規則類、通達や覚書、運用上の取扱いや実務先例等々…、それらは、諸先輩方が大変な苦労の末、長い時間をかけてまとめあげられた英知と創意の結晶であると言えるでしょう。

法規実務に携わっておりますと、条文から読み取れる内容や文理上の表現のみならず、条文間に秘められた想いやその背景にあった苦悩など、多くの含蓄が込められていることに今更ながら気づかされます。

当部が令和4年度取り組んだ規則等の改正作業におきましても、難解な条文を前に、時には惑い、あるいは悩み続けながら奮闘を繰り返したわけですが、そうした苦難のさなかにも、行間にタイムカプセルのように埋められた先人達の賢慮の宝石を発見し、刹那、目の前の道が開けるということも一度や二度ではありませんでした。

これらの諸先輩方の所産を連綿と未来につなげていく、それは単にバトンを渡すだけではなく、より美しいバトンとして後世に引き継いで行く。当部に求められている任務の重みを感じながら、会員の皆様のご期待に応えるべく、部員一丸となって今後も業務に邁進していく所存です。

これからもよろしくお願い申し上げます。

広 報 部

広報部部長 松田 登美子

令和4年度の活動報告

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、従来型の広報活動は自粛せざるを得ず、県民の皆様と身近にふれあえるような機会を設けることができませんでした。

そのような状況下において、行政書士制度広報月間には、五條市立西吉野農業高等学校で法教育授業を行い、田原本町で農地に関する無料相談会を行いました。行政書士記念日についても、ならどっとFMの「先生'Sカフェ」に出演し、行政書士記念日などについてPRいたしました。また、田原本町にて農地に関する無料相談会を開催しました。

広報誌創刊150号を記念し、マウスパッドを作成し会員の皆さまに配布しました。

活動を振り返って

広報誌の編集においては、部員の協力のもと、読んでもらえる誌面づくりを目指し、研鑽を重ねていますが、道半ばといったところです。従来型の広報には限界を感じつつ、新たな情報発信の在り方を模索していかなければならないと実感しています。

速報性と正確性、両立させるのはなかなか難しく、部員一同頑張っていこうと思っております。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

研修指導部

研修指導部部長 中嶋 雄一

令和4年度の活動報告

研修会の実施

【基礎研修（全12回）】

研修日		研修名
令和4年	8月29日	相続業務の基礎知識
	8月30日	一般貨物自動車運送事業の基礎知識
	9月30日	自動車保管場所証明申請・自動車登録申請の基礎知識
	10月4日	相続業務の基礎知識
	10月6日	国際業務の基礎的な知識編
	10月6日	国際業務の基礎的な実務編
	10月19日	建設業許可の基礎知識 新規申請編
	10月19日	建設業許可の基礎知識 更新申請・変更届編
	10月20日	農地転用手続きの基礎編
令和5年	1月24日	許認可申請に関する図面の作成方法と作成上のポイント
	2月10日	補助金申請に関する概説 基礎知識①
	2月10日	補助金申請に関する概説 基礎知識②

【一般研修（全4回）】

研修日		研修名
令和4年	9月9日	インボイス制度について
	11月9日	財務諸表の見方・活用法
令和5年	2月22日	コンプライアンス研修
	3月10日	パネルディスカッション研修

【新規登録会員研修】

研修日		研修名
令和4年	7月5日	第1回
	10月21日	第2回
令和5年	3月2日	第3回

活動を振り返って

令和4年度も、新規登録会員研修に関しては、対面による研修を実施し、それ以外の研修に関しては、基本ZOOMによるオンライン研修を実施しました。著名な講師をお呼びし、ハイブリッド研修（ZOOM＋対面）も企画しましたが、受講者の多くがZOOM受講を選択され、この2年間でオンライン研修（ZOOM）がスタンダードになったことを実感しました。

研修後のGoogleフォームを利用したアンケート結果を、研修指導部内で研修の立案・講師の選定等に活用しました。研修講師を引き受けていただいた皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。内容の濃いテキストや資料をご準備いただき、とても充実した内容の研修を行うことができました。

直接お会いする機会が少ない中、研修指導部主催として新規登録会員研修後など2年間で7回の懇親会を開催し、会員同士の親睦を深めることができたのはとても良かったと思います。2年間ありがとうございました。

第 1 業務部

第1業務部部长 板倉 靖史

令和4年度の活動報告

1. 研修会の実施

【建設・産廃・土地・農林グループ研修（全4回）】

研修日		研修名
令和4年	9月27日	農地転用手続きの実践・応用編
	11月1日	建設キャリアアップシステムに関する説明会
令和5年	2月17日	2023年1月 経審改正のポイント 建設業許可・経営事項審査 電子申請の概要
	3月24日	経営状況分析（Y）評点のポイント・経審（P）評点のポイント

【交通・運輸グループ研修（全4回）】

研修日		研修名
令和4年	7月6日	自動車登録、車庫証明等実践研修
	8月30日	自家用自動車有償貸業許可（レンタカー業許可）について
	12月15日	特殊車両通行許可申請について（国交省システム）操作編
令和5年	3月22日	ドローン業務について vol. 2～令和4年の航空法改正からの展望～

2. 自動車登録相談窓口への会員派遣

令和5年3月24日～31日 於：近畿運輸局奈良運輸支局

活動を振り返って

自動車登録相談窓口への会員派遣や、研修会など無事終わることができました。

今期は新型コロナウイルスに関する制限の緩和が見込まれることから、研修会等更に充実した活動に取り組んでまいります。

第 2 業務部

第2業務部部长 岩井 健一

令和4年度の活動報告

1. 研修会の実施

【商工・経営支援・知的財産権グループ研修（全4回）】

研修日		研修名
令和4年	10月26日	知的資産経営について
	11月16日	株式会社、合同会社の定款作成について
	12月13日	創業・事業承継・資本性ローンの3つのテーマを絡めた内容と行政書士との連携について
令和5年	3月1日	風俗営業許可申請の基礎

【民事・国際グループ研修（全5回）】

研修日		研修名
令和4年	7月27日	民事信託について
	11月8日	申請取次行政書士のための労働法について
	11月18日	帰化申請と涉外戸籍について
	12月6日	公正証書遺言と離婚に伴う公正証書について
令和5年	3月23日	「技能実習」と「特定技能」の一本化を見据えて

【全会員対象研修（全1回）】

研修日		研修名
令和4年	11月29日	成年後見制度手続の概要について (コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部共催)

2. 関係部門との連携

- (1) 日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催の知的資産担当者会議への出席
(令和4年9月22日 於：大阪府行政書士会)
(令和4年11月18日 於：大阪府行政書士会)
(令和5年2月16日 於：大阪府行政書士会)
- (2) 日本行政書士会連合会許可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議への出席
(令和4年11月25日 於：WEBによる会議)
- (3) 大阪行政書士会主催 入管実務研修への出席
(令和4年11月29日 於：大阪行政書士会)
- (4) 日本行政書士会連合会 高齢者支援に関する全国担当者会議への出席
(令和5年1月24日 於：WEBによる会議)
- (5) 日本行政書士会 国際・企業経營業務部国際部門と各地協国際業務担当者との意見交換会への出席
(令和5年2月14日 於：WEBによる会議)
- (6) 日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催知的資産経営 WEEK2022への出席
「小さな会社の事業引継ぎに向けて～自社の魅力を発掘～」
(令和5年3月23日 於：ワサツエストピアホテル2階)

3. 外部団体との連携

- (1) 奈良県教育委員会主催「令和4年度現代課題講座」への出席
(令和4年10月21日 於：奈良県立教育研究所)
- (2) 日本政策金融公庫奈良支店担当者との協業についての意見交換を実施
(令和4年5月10日 於：日本政策金融公庫 奈良支店)
- (3) 奈良県事業承継ネットワーク連絡会議への出席
(令和4年5月17日 於：WEBによる会議)
- (4) 奈良県総務部知事公室国際課担当者と国際関連業務についての意見交換を実施
(令和4年9月8日 於：奈良県庁 総務部知事公室国際課)
- (5) 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部の第9回定時総会への出席
(令和4年9月29日 於：奈良県行政書士会会議室 遠山会長来賓出席)
- (6) 法教育の実施
実施テーマ：「法と農業」
講師：遠山会長
(令和4年10月18日 於：五條市立西吉野農業高等学校)
- (7) 業務受託に向けての取り組み
①農地に関する相談会の実施

(令和4年10月27日、28日 於：田原本町役場)

(令和5年2月22日 於：田原本町役場)

②マイナンバーカード代理申請事業

相談員に対して説明会を実施

(令和4年9月2日 於：WEB会議にて実施)

相談員を6町に配置

(令和4年9月20日～30日 於：広陵町)

(令和4年9月20日～30日 於：平群町)

(令和4年9月20日～30日 於：王寺町)

(令和4年9月26日～28日 於：三郷町)

(令和4年9月26日～30日 於：河合町)

(令和4年9月26日～30日 於：田原本町)

(令和4年11月14日～18日 於：河合町)

(令和4年12月1日～23日 於：広陵町)

(令和4年12月17日、25日 於：河合町)

(令和5年1月10日～13日 於：広陵町)

(令和5年1月9日～11日 於：平群町)

③天理市とのマイナンバーカード代理申請・代理受領についての協定締結

(令和4年9月1日 於：天理市役所 4F会議室)

天理市における代理申請を下記の通り実施

令和4年10月 1件

11月 1件

令和5年2月 1件

活動を振り返って

令和4年度は、予定通り、年間10回の研修会を実施することができました。

いずれも基本的な事項をより掘り下げた内容となりました。

総務省からの委託事業として、令和4年度も「マイナンバーカード代理申請手続事業」を実施しました。県下6町に相談員を派遣し、1,430件の代理申請を実施しました。

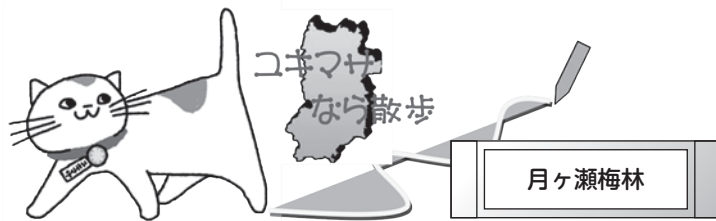
社会貢献事業としては、法教育を再開し、五條市立西吉野農業高等学校にて「法と農業」というテーマで実施しました。五條市という比較的南部の地域で実施でき、行政書士の知名度向上に資することができました。

また、田原本町との遊休農地等対策に関する協定に基づき、「農地に関する相談会」を実施し、本会と自治体との関係を再構築することに貢献できました。本年度も続けて各自自治体との連携の強化を目指して活動して参ります。

コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部とも連携し、相談会や研修会を行いました。今後も引き続き連携して活動していきます。

近畿地方協議会や日本行政書士会連合会が実施する会議に参加しました。会議で得た情報や人脈をもとに、本年度も部員一同でより良い事業を展開して参ります。





奈良県にいち早く春を告げるのは、北は京都、東は三重と接する県境の村、奈良市月ヶ瀬の月ヶ瀬梅林です。山地を流れる五月川の雄大な渓谷沿いに約4kmにわたって見事な梅林が続きます。梅林は一万を越える規模とされて



おり梅見のシーズンにはたくさんの方が訪れます。なお、奈良県内には南部に「賀名生梅林」「広橋梅林」と呼ばれる大梅林があり「月ヶ瀬梅林」と併せて「奈良三大梅林」と呼ばれています。月ヶ瀬梅林は昨年3月8日に、奈良公園、金沢・兼六園とともに国の名勝指定100周年を迎えました。

梅の里の歴史は古く、今から800年程前、元久2年(1205)尾山真福寺境内に、菅原道真公を祭神として天神社をまつり、道真公ゆかりの梅木を植えたのがそもそもの始まりと言われています。その後、元弘元年(1331)に笠置山落城で落ち延びた後醍醐天皇近侍の女官たちが梅の実から烏梅(うばい、紅の原料)を作る方法を里人に伝授。その頃から、盛んに梅が栽培されるようになり、今日の梅林のもとになったとも伝えられています。

その後、文政13年(1830)に朱子学者である斎藤拙堂の「月瀬記勝」、天保2年(1831)に儒学者である頼山陽の来遊などで名声が広まり、松尾芭蕉などの俳人、文人などがこの地を旅しました。



しかし、明治に入って西欧諸国から安価な化学染料が輸入され、烏梅の需要が激減し、経済価値を失った梅林は、次々と刈り倒され急速にその面影を喪失しようとしていました。それを救ったのは、三重県上野市の事業家、田中善助氏。村内各所に呼びかけ、梅林保存運動を起こし、啓発された村民によって梅林の保護育成が進みました。明治にも文人たちの観梅来遊は盛況を見せ、新聞などの宣伝により観梅は一般化が進みました。

大正11年(1922)「史跡名勝・国宝保存等三法」の施行により「史跡名勝天然記念物保存法」によって奈良公園、兼六園とともに国名勝指定第一号となりました。

しかし、第二次世界大戦では食糧増産のため刈り倒され敗戦後は梅林復活も、梅林の大半は戦後の高度経済成長期に建設されたダムの水底に沈められ、かつての梅林の壮観さは半減しました。

それでもなお、梅林はダム湖沿いに細長く広がっていて、一目八景、天神ノ森、一目千本などの景勝が点在しています。全てのエリアを徒歩で移動することは難しくなっていますが、高台からの梅と湖の眺め、ダム湖に近いエリアからの梅の風景、吊り橋の近くに咲き誇る梅の風景など様々な梅の風景を楽しむことができます。品種により開花時期に差があるため、訪れる時期により梅の織り成す風景も少しずつ異なります。月ヶ瀬はお茶の名所でもあるため、茶畑も広がっており青と緑と赤のコントラストは日頃の疲れを癒してくれます。



梅を堪能した後は、龍王の滝にも立ち寄りたところです。月ヶ瀬桃香野にあり滝谷川を流れる滝で月ヶ瀬湖に注いでいます。約1300年前、役行者がを見つけ修行をしていたと言い伝えられています。白龍が現れたとされそれがこの滝の名の由来となっているようです。入口から歩道を5分ほど歩くと滝の冷氣や飛沫を感じることができます。滝には縄が渡してあり、地元の人々が龍王を崇め奉っている様子が窺えます。小さな滝ですが、外とは雰囲気が一気に様変わりし、凜として清々しい気分を味わえます。

月ヶ瀬梅林は鎌倉時代、天皇の女官たちの烏梅の伝承から始まり江戸の文人、俳人、そして明治、大正の文学者、美術家などが書や詩、絵に現しその名を広め、多くの人々が観梅に訪れるようになりました。そして地元の人々は様々な困難を乗り越え、保護に努めた歴史があり、月ヶ瀬梅林は見事な景観を今現在の私たちに見せ楽しませてくれています。そんな歴史にも思いを馳せ、月ヶ瀬を歩いてみてはいかがでしょうか。

参考文献「香世界懐古」 1999年 財団法人 月ヶ瀬梅渓保勝会
(広報部員 玉置 理恵)

所有者不明土地について②

所有者不明土地の「発生の予防」という面から民事基本法制の総合的な見直しが行われています。本年4月27日に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令」（令和4年政令第316号。以下「帰属令」という。）が施行されました。

どんな制度なの？

都市部への人口移動や人口減少高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下する中で土地に対する負担感が増加しており、相続された土地が所有者不明土地の予備軍となっているといわれています。そこで、所有者不明土地の派生予防の観点から、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度が、創設されました。

ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生する恐れを考慮して一定の要件を設定し、法務大臣が要件を審査することになっています。

誰でも申請できるの？

基本的に、相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、申請できます。制度の開始前に土地を相続した方でも申請することができますが、売買等によって任意に土地を取得した方や法人は対象になりません。

また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持ち分を取得した相続人を含む共有者全員で申請する必要があります。

★申請権者の具体例★

単独所有

- ① 相続等により所有権の全部を相続したもの
父Xから子Aが相続により土地を取得



- ② 相続により所有権の一部を取得したもの

父Xから子A・子Bが購入し、子Bが子Aの持分を相続により取得



共有

- ③ 相続等により共有持分の全部を取得した共有者
父Xから子A,Bが相続により土地を取得



- ④ 相続等により共有持分の一部を取得した共有者

第三者から父X,子Aが購入。父Xの持分を子A,Bが相続により取得



- ⑤ 相続等以外の原因により共有持分を取得した共有者

第三者Yから父X、法人Zが土地を購入。父Xの持分を子Aが相続により取得



* 法人Z
本来申請権限を有しないが
子Aと共同申請する場合に
申請可能

どんな土地でも引き取ってくれるの？

次のような、通常の管理又は処分をするにあたって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外となります。申請後に、法務局職員等による書面審査や実地調査が行われます。

〈国庫帰属が認められない土地の主な例〉

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 土壌汚染や埋設物がある土地
- 危険な崖がある土地
- 境界が明らかでない土地
- 担保権などの権利が設定されている土地
- 通路など他人による使用が予定される土地

手続にお金がかかるの？

申請時に審査手数料を納付する他、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金を（10年分の土地管理費相当額）を納付する必要があります。

＊現状の国有地の標準的な管理費用（10年分）は、粗放的な管理で足りる原野で約20万円、市街地の宅地（200㎡）で約80万円。

どこに申請するの？

帰属させる土地を管轄する法務局・地方法務局になります。

自分で申請しなければなりませんか？

国庫帰属制度における承認申請手続は法定代理人（親権者、成年後見人等）による場合を除き、申請者の任意に選んだ第三者に申請手続のすべてを依頼する手続の代理は認められません。申請手続は申請者本人が行う必要があります、申請書には申請者本人の記名、押印が必要になります。

ただし、申請者ご自身で申請書や添付書類を作成することが難しい場合には、申請書等の作成を代行してもらうことができます。その場合、業務として申請書等の作成代行をすることができるのは、行政書士、弁護士及び司法書士に限られます。

出典：

法務省民事局「所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが変わります。」

法務省「相続土地国庫帰属制度①②③④」

法務省「相続土地国庫帰属制度に関する専門家の活用等について」

新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

田 中 務 たなか つとむ



- ① 2022年12月 1 日
- ② 634-0803
橿原市上品寺町 9 - 27
ビバリー八木201 (2 階)
- ③ 行政書士田中務事務所
- ④ 0744 - 47 - 3567

山 口 雅 彦 やまぐち まさひこ



- ① 2022年12月15日
- ② 635-0013
大和高田市昭和町 8 - 10 - 205
- ③ 行政書士事務所愉快工房
- ④ 080 - 3836 - 7977

門 谷 佐也子 かどたに さやこ



- ① 2023年 1 月 1 日
- ② 630-0245
生駒市北新町 9 - 41
- ③ 行政書士カドタニ法務事務所
- ④ 0743 - 74 - 3767

松 岡 泰 子 まつおか やすこ



- ① 2023年 1 月 1 日
- ② 630-8123
奈良市三条大宮町 5 番44号
- ③ まつおか行政書士事務所
- ④ 090 - 9166 - 1938

吉 野 隆 之 よしの たかゆき



- ① 2023年 1 月 1 日
- ② 639-1134
大和郡山市柳町556番地
ヴィルヌーブ大和郡山301号
- ③ 行政書士吉野隆之事務所
- ④ 090 - 6981 - 9836

扇 谷 俊 樹 おおぎたに としき



- ① 2023年 1 月15日
- ② 630-8043
奈良市六条三丁目11 - 9
- ③ 扇谷行政書士事務所
- ④ 090 - 1076 - 8372

平 嶋 健 冴 ひらしま けんご



- ① 2023年 2 月 1 日
- ② 630-0212
生駒市辻町395番地 1 奥田ビル
- ③ すみれ行政書士法務事務所 平嶋
- ④ 0743 - 85 - 6058

駒 田 文 雄 こまだ ふみお



- ① 2023年2月15日
- ② 631-0811
奈良市秋篠町1203 - 28
- ③ 行政書士駒田文雄事務所
- ④ 0742 - 51 - 3033

植 田 孝 司 うえだ たかし



- ① 2023年2月15日
- ② 639-1001
大和郡山市九条町237-2-719
- ③ 行政書士植田事務所
- ④ 080-9001-4432

松 本 慶 信 まつもと よしのぶ



- ① 2023年3月1日
- ② 630-8253
奈良市内侍原町4
小林ビル2階203
- ③ GNK 総合行政書士事務所
- ④ 0742-42-8109

宇戸谷 航 輔 うとたに こうすけ



- ① 2023年3月15日
- ② 630-0212
生駒市辻町395番地1 奥田ビル
- ③ すみれ行政書士法務事務所 宇戸谷
- ④ 0743-85-6058

★ 会 員 の 動 き ★

変 更

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2023年1月31日	事務所の所在地	保 田 まち子	〒630-8238 奈良市高天市町11番地の1 高天飯田ビル4階403号
2023年2月15日	事務所の所在地 事務所の電話	久保井 徹	〒630-8033 奈良市五条一丁目3-27 090-9619-5345
2023年2月28日	事務所の所在地 事務所の電話	廣 田 省 二	〒631-0803 奈良市山陵町168番地の1 0742-77-6607
2023年2月28日	事務所の電話	高 市 昌 知	0742-31-4141
2023年3月15日	事務所の電話	猪 原 市良平	0745-82-1919

今後とも
よろしく
お願いいたします。



◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2022年12月31日	山 口 恵 將	〒631-0076 奈良市富雄北1丁目16番22号 0742-41-5970	廃業
2023年1月31日	植 村 信 吉	〒636-0215 磯城郡三宅町大字上但馬1番地の5 0745-56-5817	廃業
2023年1月31日	武 藤 公 介	〒639-2251 御所市大字戸毛60番地 0745-67-2299	廃業
2023年3月31日	息 田 恭 昌	〒630-8102 奈良市般若寺町324番地の3 090-8987-5165	廃業
2023年3月31日	谷 口 晴 康	〒630-8113 奈良市法蓮町941番地の10 0742-22-3122	廃業
2023年3月31日	吉 岡 隆 広	〒636-0311 磯城郡田原本町大字八尾431番地の10 090-4309-2694	廃業
2023年3月31日	豊 田 貴 浩	〒630-8014 奈良市四条大路一丁目3番22号 0742-33-3454	廃業



《編集後記》

まぶしい木々の青さから、力強い生命力を感じる季節となりました。コロナ禍での広報活動が中心でしたが、会員の皆様や様々な方のご協力をいただき、広報誌「行政書士 奈良」を定期的に発行できたこと、深く感謝いたします。

最後になりますが、広報誌の作成に関わらせていただいたことは、行政書士としても貴重な経験になったと感じています。今後とも本会へのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

広報部 小 林 信 隆

奈良県行政書士会広報誌

「行政書士奈良」第152号

発 行 令和5年5月15日発行

発行人 遠山健太郎

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T. ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

なんでも経審Plus は、 JCIP

(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)に
令和5年スタート時より対応!!

許可・経審の“電子申請”も「なんでも経審Plus」



「なんでも経審Plus」を使うと…

- ▶ JCIPへの申請データを作成できます! ※JCIP(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)
- ▶ JCIPから取り出した前回データも取り込めます!
- ▶ 経営状況分析申請用データも作成可能。そのまま電子申請するとお得に!

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付はできませんのでご注意ください。

経営状況分析は“信頼と実績”の 登録経営状況分析機関 登録番号 1

詳しい情報は <http://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC** なんでも経審Plus **検索**

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 西日本支部

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町A番12号(上町セイワビル9階)

【お問い合わせ】 近畿地区 Tel 06-6767-2801 中国・四国地区 Tel 06-6767-2802
九州・沖縄地区 Tel 092-483-2841

当財団は、情報セキュリティ
マネジメントシステム (ISMS)
に関するISO規格 (27001) の
認証を取得しています。

